

# 平成26年教育委員会第4回定例会会議録

開会日時 平成26年4月10日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時25分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 杉 浦 容 子  
同職務代理 塚 本 亨  
委 員 面 田 博 子  
委 員 松 本 實  
委 員 竹 高 京 子  
教育長 塩 澤 雄 一

## 議場出席委員

・教育次長	前田 正憲	・学校教育担当部長	平沢 安正
・庶務課長	杉立 敏也	・学校施設課長	伊藤日出夫
・学務課長	石合 一成	・指導室長	岡部 良美
・統括指導主事	光山 真人	・統括指導主事	加藤 憲司
・地域教育課長	尾形 保男	・生涯学習課長	香川 幸博
・生涯スポーツ課長	竹嶋 和也	・中央図書館長	橋本 幸夫
・教育委員会事務局副参事	中島 英一		

## 書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長 杉浦 容子 午前 10時00分 開会を宣する。

署名委員 委員 杉浦 容子 委員 塚本 亨 委員 塩澤 雄一  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

○委員長 おはようございます。

ただいまから、平成26年教育委員会第4回定例会を開会いたします。

議事に入る前にお諮りしたいことがございます。

本日1名の傍聴人の方の申し出がございました。許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

では、傍聴人の入室を許可することといたしますので、傍聴人を呼んでいただきたいと思えます。

委員長から傍聴人の方に申し上げます。

「葛飾区教育委員会傍聴規則」等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1、傍聴人は、委員会の中では発言できません。
- 2、傍聴人は、静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否をあらわすようなことはおやめになっていただきたいと思えます。
- 3、傍聴人は、写真撮影、録画、録音を行わないでいただきたいと思えます。なお、携帯電話の電源はお切りください。

4、傍聴人は、その他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は、退席していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、平成26年教育委員会第4回定例会を再開いたします。

本日の会議録の署名は、私に加え、塚本委員と塩澤教育長にお願いいたします。

初めに、新年度の異動がございましたので、紹介をお願いしたいと思えます。

庶務課長、お願いいたします。

○庶務課長 それでは、私から、平成26年4月1日付で人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

教育次長、前田正憲でございます。

○教育次長 前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○庶務課長 学校教育支援担当課長事務取扱学校教育担当部長、平沢安正でございます。

○学校教育担当部長 よろしくをお願いいたします。

○庶務課長 指導室統括指導主事、加藤憲司でございます。

○統括指導主事 よろしくお願ひします。

○庶務課長 地域教育課長、尾形保男でございます。

○地域教育課長 よろしくお願いいたします。

○庶務課長 生涯学習課長、香川幸博でございます。

○生涯学習課長 よろしくお願いいたします。

○庶務課長 教育委員会事務局副参事、中島英一でございます。

○副参事 よろしくお願ひします。

○庶務課長 最後に、私、庶務課長、杉立敏也でございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程に入りたいと思います。

本日は、議案等が2件、それから、報告事項等7件でございますので、よろしくお願ひいたします。

議案第20号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは私から、議案第20号「学校職員服務取扱規程の一部改正」につきまして提出をさせていただきます。

提案理由でございますが、事故欠勤に係る届出方法の変更に伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、本案を提出させていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正内容といたしましては、現行の下線の部分でございます。

区の職員、さらには県費負担職員につきまして、事故欠勤があった場合に、出勤後直ちに休暇・職免等処理簿により届け出なければならないと、現行ではなっております。

こちらのほうを改正いたしまして、区の職員でございます幼稚園教育職員につきましては、区の職員と同様に、庶務事務システムにより届け出をするように変更しております。

さらには、小中学校の教職員につきましては、県費負担教育職員でございますが、現行のとおり、休暇等職免処理簿で事故欠勤の届けを提出するというものでございます。

こちらにつきましては、平成26年4月1日から適用するものでございます。

私のほうからは、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長 ただいまの指導室長のご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○委員長 お諮りいたします。議案第20号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第20号「学校職員服務取扱規程の一部改正について」、可決といたします。

次に、議案第21号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」、上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは私から、議案第21号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正」につきまして、提出をさせていただきます。

提案理由でございますが、葛飾区立学校の管理運営に関する規則の改正に伴いまして、所要の改正をする必要がございますので、提出をさせていただくものでございます。

大変申しわけございませんが、本日机上に新旧対照表、一部訂正がございますので、こちらの机上に配付をさせていただきましたものを使いましてご説明をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

昨年の教育委員会の中で、葛飾区の管理運営規則に関する規則の改定につきまして、教職員の新しい職でございます「指導教諭」「栄養教諭」等を規則の中に入れるということでご審議をいただいたところでございます。

今回の改正内容につきましては、その新旧対照表にありますとおり、下線部の「主幹教諭」の後に、「指導教諭」「栄養教諭」さらには「主任教諭」「主任養護教諭」を新たにそこに加えるものでございます。

こちらにつきましては、平成26年4月1日から適用をさせていただきたいと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 ただいまの指導室長のご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

○委員長 よろしいですか。

議案第21号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規定の一部改正について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長 異議なしと認め、議案第21号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規程の一部改正について」、可決といたします。以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。

次に、報告事項等に入らせていただきます。

報告事項等1「平成26年度教育費予算の執行について(通達)」についてご説明をお願いいた

します。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私から「平成26年度教育費予算の執行について（通達）」について説明させていただきます。資料をごらんください。

こちらにつきましては、例年教育長から各学校長宛てに通達をしているものでございます。

そして、本年度の中身ですけれども、まず冒頭の段落で、平成26年は、かつしか教育プランのスタートの年であるということを述べてございます。

そして、本プランの内容を説明した上で、その段落の結びの部分ですが、「教育委員会と学校現場が今まで以上に一体となって、計画事業や各種教育施策を着実に推進し、葛飾区の教育環境のさらなる向上を図っていく」と結んでございます。

そして、それぞれの取り組みを「第一に」から掲げてございます。

「第一に」ですが、「生きる力を育む、質の高い学校教育を推進します」に関しては、ということで、「葛飾区学力伸び伸びプラン」の拡充、それから、「葛飾スタンダード」に基づいて、各学校で取り組みを推進することなどを掲げてございます。

次に、「第二に」で、「子どもの健全育成に向けて、家庭・地域・学校が協働して取り組みます」につきましては、地域と学校の協力の拡充、「わくわくチャレンジ広場」等について記載してございます。

次に、「第三に」でございしますが、「子どもがいきいき学ぶ、教育環境づくりを推進します」に関しましては、教育施設環境の充実ということで、中青戸小学校の改築等について記載させていただいております。

次の段落でございしますが、「一方」以降につきましては、ICT教育推進校の拡充、それから、東京理科大との連携を記載してございます。

ページをおめくりください。2ページ目でございます。

「第四に」についてですが、「生涯にわたる豊かな学びを支援します」ということで、「かつしか区民大学」、「かつしか郷土かるた」、それから「こすげ小学校」内の地区図書館整備、更に、小菅西公園の整備工事、最後には仮称ですが「かつしかふれあいRUNフェスタ」を開催するという内容を記載してございます。

そして、その段落の最後につきましては、「下記事項を所属職員に周知の上、平成26年度予算の執行に万全を期せられたい。この旨、通達する。」ということで、記書きの中の2では、節電対策や、水道、ガスの適正管理を徹底すること。3では、計画的、効率的な執行や、規則等の遵守。5では、旅費及び時間外勤務手当については、批判を招くことがないように留意すること。6につきましては、地球環境の保全等について細かな指示をさせていただいてございます。

なお、参考までに、葛飾区副区長名での予算の執行についての依命通達を参考添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの庶務課長のご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

塚本委員。

○塚本委員 質問ではなくて要望になろうかと思うのですが、既に4月1日付で、教育長名で各学校に発令されている通達でございます。ただ今、庶務課長からご説明ございました第一、第二、第三にわたった部分。特にこの4月1日から、各小・中学校におかれましては、再任用の方も含め新任の校長先生方もいらっしゃいます。学校運営という部分で、屋上屋を重ねるようですけれども、この趣旨を校長会等で、さらに周知徹底をお願いしたいということを1点、お願いするものでございます。

以上です。

○委員長 庶務課長。

○庶務課長 この予算の執行の通達につきましては、これから開催される校長会、副校長会でも、同じ内容を説明させていただきますので、周知徹底はきちんと図っていきたいと考えてございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 説明を受けましたが、教育費の予算をほかのところと比べますと、今年も増額していただいております。これは区民の大切な税金でございますから、この施策を推進することで、子どもたちの学力、体力向上のため、葛飾区の教育環境を向上させる目的を、早く達成できるように、計画的に執行していただきたいと思います。

それからもう一つ、「葛飾学力伸び伸びプラン」ですが、今年は確か2年目になりますね。昨年は、校長先生方もいろいろわからなかった部分も多かった、また、学校差が随分あったように思ったのですが、そういう経験、反省の上に立って、今年は、各学校で必要な「学力伸び伸びプラン」を立案してやっていただければと思うので、計画的に早く進めて、子どもたちのために効果を上げられるよう予算の執行をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今、面田委員からお話ございました。まず、予算につきましては、各学校において、早く執行して、子どもたちの学力向上等に結びつくように進めてまいります。

なお、「葛飾学力伸び伸びプラン」、今年度2年目になりますが、5月に教育委員の皆様にも出席いただきます学校長の学校経営プレゼンの中で、今年度につきましては、この「葛飾学力伸び伸びプラン」を中心に上げまして、子どもたちの実態はこうであるから、こういう具体策を持ってこのようにしていく。そのようなことで、各校長のほうからご説明をさせていただくプランのプレゼンテーションとしてまいりたいと思います。

ぜひ、その際に、また教育委員の皆様からご意見、ご質問等いただければと思いますので、予算の確実な執行に向けまして、ご協力、ご指導をよろしくお願いいたします。

**○委員長** 竹高委員。

**○竹高委員** この中で、子どもの健全育成に向けて協働していく。3に教育環境づくりを推進するとあるのですが、各学校で雨漏りですとか、子どもが落ちついて学習できないような環境も若干あるとお聞きしております。

そういうところも含めまして、トイレについてですが、いろいろな学校に行かせていただいて、とてもきれいに、使いやすい状態になっているのがすばらしいなと思いました。ただし、学校の中で、第1期の一番初めに改修したトイレは、きれいではあるのですが、まだ使いにくいという現状があると思います。第2期以降、随分きれいで、使用しやすいトイレがふえていきますので、葛飾区の子どもたちが皆平均して、良い環境で生活できるように進めていただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

**○委員長** 学校施設課長。

**○学校施設課長** トイレ改修につきましては、平成13年頃から進めてございまして、163系統ある中で、昨年度末で123系統、約75%が改修済みということで、残り40系統となります。こちらにつきましても着実に計画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

当初に改修したトイレは湿式のトイレでございます。なお、現在はドライ化でございます。そういう面では、清掃面、掃除と言いますか、多少の違いはあると思います。

また、学校では、いろいろな不具合もある建物もございましてけれども、適切に修繕等をかけて、学校環境、教育環境にご迷惑をかけないようにやってまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですか。

では私も一つ意見を言わせていただきます。「葛飾学力伸び伸びプラン」につきましては、先ほど面田委員からご意見、また指導室長のほうからご説明がございましたけれども、前年度は、やはりスタートでしたので、特色ある学校づくりと、何となく区別がつかない学校もございました。その点につきましては、指導室長のほうからご説明いただいたように、プレゼン等、し

っかりと具体的にやったださるということですから、期待していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、報告事項等2に入ります。「『かつしかのきょういく』(124号)の発行について」、ご説明をお願ひします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、私のほうから「『かつしかのきょういく』第124号の発行について」、説明をさせていただきます。資料のほうをごらんください。

まず、1面目につきましては、「かつしかっ子宣言・葛飾スタンダードを作成しました」というタイトルで、「かつしかっ子宣言」を目玉に第1面に載せたいと考えてございます。

続きまして、2面目をごらんください。

こちらには、例年5月発行誌に掲載しておりますが、26年度の教育費予算概要と主要施策ということで、教育予算の全体の数字を上段のほうに掲げまして、下段につきましては、平成26年度の目玉の主要施策を幾つか載せていきたいと考えてございます。

続きまして3面目ですが、こちらにつきましては、年間の学校行事予定表と、特別支援教育の相談は総合教育センターということで、今年度から相談業務を総合教育センターで行うことを掲載させていただくほか、郷土と天文の博物館が4月5日リニューアルオープンいたしましたので、写真等を含め、掲載させていただきます。

次に、4ページ目をごらんください。

こちらにつきましても、例年掲載となっております、朝食レシピコンテスト・親子の手紙コンクール、珠算大会等の入賞者等を紹介しながら、事業のほうをご紹介していきたいと考えております。

続きまして、5ページ目をごらんください。

5ページ目につきましては、あいさつ運動ポスターコンクール、それから、文化・芸術・スポーツ功労賞表彰につきまして掲載させていただきます。入賞した皆さん等、受賞内容についてご報告をしていくものでございます。

次に、6ページ目をごらんください。

6ページ目は、25年度の職場体験受入事業所一覧ということで、昨年度、実際に行った職場体験の受入事業所等を載せていきたいと考えてございます。

続きまして、7ページ目が優秀な職員の表彰につきまして掲載させていただきます。こちら25名の表彰式が3月20日に行われておりますので、表彰式の内容等についてもご紹介をさせていただきます。

続きまして、8ページ目につきましては、例年掲載しております、教育長室から、また、教育委員会の動き等について、掲載させていただきたいと考えてございます。



説明は以上でございます。

○委員長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

では、報告事項等3に入らせていただきます。「平成26年度教員異動の実績について」ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私から「平成26年度教員異動の実績」につきまして、ご報告をさせていただきます。資料をごらんいただきたいと思います。

こちらの数につきましては、管理職を除く教員の異動の実績となっております。

まず、1番、区外転出入の状況でございます。

まず、転入者、葛飾区に入って来た教員につきましては、小学校が101名、中学校は53名の計154名となっております。

逆に、葛飾区から他の区市に転出をいたしました教員につきましては、小学校91名、そして中学校57名の計148名となっております。

昨年度と比較をさせていただきますと、昨年度につきましては、転入が合計110名、転出が140名でございましたので、今年度につきましては転入者が約44名ふえているという状況でございます。

次に、区内の異動状況でございます。

こちらにつきましては、区内の中で幼稚園、小学校、中学校の異動でございますが、今年度につきましては、幼稚園では2名の教員の区内異動、小学校につきましては37名、中学校につきましては27名の合計66名の異動となっております。

こちらにつきましては、幼稚園は昨年度も2名、小学校は昨年度44名、中学校につきましては昨年度20名でしたので、小・中の数を見ますと、今年度は小学校の区内異動者が昨年度より減少、逆に中学校の区内異動者は昨年度より増加していますが、区内異動の合計人数につきましては昨年度と同様の66名となっているところでございます。

続きまして、新規採用者の状況でございます。

こちらにつきましては、記載させていただきましたように、教員採用試験の正規合格者に加えまして、1年間の期限のついております期限付任用教員も含んでいるものでございます。

今年度につきましては、正規合格者につきましては、小学校は29名でございましたが、さらに期限付任用教員が8名入りしましたので37名となっております。

続きまして中学校につきましては、正規合格者が28名でございましたが、中学校は期限付任用教員が大変増加し、17名期限付任用教員が入っておりまして、全てで新規採用が現在45名と

なっております。

新規採用数につきましては、合計では昨年度と同じ82名となっておりますけれども、正規合格者を見ますと、昨年度は小学校41名でございましたが、ことしは29名。中学校につきましては、昨年度28名のところが今年度同様に28名ということでございまして、この意味では、正規の合格者の数も減ってきているという状況でございます。

さらに、今回の人事異動の特徴といたしましては、数年前から大量採用が行われておりましたが、そのちょうど約6年を経ますと、地区異動になりますので、その異動年限に達していることもございまして、今年度葛飾区に入ってきた転入教員、小学校が101名おりましたが、そのうちの63名が葛飾区以外のところから、葛飾区が2地区目として入ってきた教員でございます。その意味では、震災以降初めての異動で葛飾区に入ってきた異動者が101名中63名であると、半分以上を超えているという状況でございます。

中学校につきましては、今年度転入者53名ですが、そのうち20名が葛飾区へ初めての異動で来たという教員となっております。

このところから考えましても、初めての異動で転入をしてきた教員については、その実際の今の授業力を私たちのほうでしっかりと学校とともに把握するとともに、必要があれば授業力をさらにつけるような取り組みを私たちのほうで支援していく必要があると思っております。

なお、※で表記させていただきましたが、葛飾区から転出をされた方の行き先の区については、江戸川区以下記載のとおりとなっております。

さらには、葛飾区に入って来た教員154名につきましては、やはり近隣の江戸川区からの教員が一番多いという、資料に記載させていただきました。

葛飾区に入ってきた教員が、葛飾区に来て、葛飾区の子どもたちのために実力を十分発揮できるように、さらには、より能力を伸ばすことができるように、学校長と一緒に指導室のほうも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

**○委員長** ただいまの指導室長のご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

面田委員。

**○面田委員** ただ今、室長のお話を伺いましたが、初めて異動する教員は6年経過した若い方で、その若い教員が、大変多く葛飾区に異動してきてくださる。その先生方に力をつけるように、指導室のほうで考えて取り組んでくださるということですので、ぜひ、しっかり取り組んでいただきたいと思っております。

それから、もう一つ。やはりまだ6年、7年目ぐらいの先生は、自分自身に対しても不安を持っている人も多いと思っておりますので、その点につきましても取組の一つとして、教員としてこ

れから伸びていけるように鍛えるという、初任研とは違う部分で鍛えていただきたいという強い思いがいたします。

以前、3学期に教育長が全部の学校の授業を見に行かれたと伺いまして、良いことだなと思いました。ぜひ、今年も参観していただくことも含めて、先生方が、鍛えられることに喜びを感じるように、そして教師として伸びていけるように、指導をしていってほしいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 今お話がございましたように、まだ経験が浅い教員が、先ほどお話しした数だけ異動してきております。

その中で、今年は新たに転入者研修を充実させまして、初めての異動をしてきた教員につきましては、まず集合研修を2度行います。そしてそのほかに、センターの研修担当教授、もとの校長先生方になりますが、その方が授業研について、この5月、6月に必ず一度授業を見て指導を行うと、そのようなシステムをつくったところでございます。校長先生としっかりと相談を交えながら、場合によっては、2回目、3回目の授業をとということもあると思いますが、ぜひその意味で、自信をつける、そして力をつけるような取り組みを学校と一緒にやってまいりたいと考えています。

○面田委員 お願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

竹高委員。

○竹高委員 今のご説明の中で、期限付採用の教員がふえている感じがします。

普通に就職する方と違い、期限付の期間に切磋琢磨なさって、1年後にきちんと本採用となるのも、その先生の力を養うためにはとてもいいことではないかと、私は感じます。

小学校より中学校のほうが期限付採用の教員の方が多いというのは、理由が何かあるのか、伺いたいと思いました。

○委員長 指導室長。

○指導室長 その理由につきましては、中学校では教科の担任制でございますので、それぞれの教科の退職者等で正規合格者の数を出しております。

ですから、正規合格者について、例えば保健体育の教員が退職を迎えて、定年を迎えた際に、その補充としてその数を出すわけでございますが、実際のところ、その数と違いが生じた場合がございます。

正規合格者につきましては、4月1日には採用しなければいけないと。そういう意味では、ある意味ではぎりぎりの数で見積もっている状況がございます。

その反面、小学校は全科でほぼとりますので、小学校はいろいろなところで融通をきかすことができるのですが、中学校はその意味では、数を大幅にふやして採ることができないという

状況がございますので、中学校では期限付の任用教員のほうがふえているという状況でございます。

ただ、毎年のように、一つの教科等について、すぐ期限付任用教員の枠が面接に入ってくるという状況もございますので、そのようなところはそれぞれの教育委員会のほうからの情報を吸い上げまして、やはり都教委のほうには、できれば正規合格者をきちんと配置できるような仕組みに近づけていただきたいということは、今後も要望してまいりたいと考えております。

○委員長 松本委員。

○松本委員 この表を見たときに、二つ思ったのですが、一つは、大量に退職して、大量に採用する世代交代の山を越えたなど、まず思いました。

もう一つは、右側の転出入の先なのです。隣の江戸川区とは大量に交流があるのですけれども、大きな足立区との交流が少ないと思ったのです。何か理由があるのでしょうか。

○委員長 指導室長。

○指導室長 異動の要綱、定めがございまして、葛飾区と足立区が同じ地区に、グループになっております。

その場合に、教員の一生のうちの異動の約束というのがございまして、そのときに同じグループ、同じ地区である足立区には、異動が基本的にはできないということになっておりますので、近隣の足立区ではあるのですが、例えば、初異動、2度目の異動の中で、基本的には同じグループに行けませんので、そのような状況になっております。

○委員長 よろしいでしょうか。他にございせんか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、次にまいります。

報告事項等4「平成27年度小学校使用教科用図書の採択について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから「平成27年度小学校使用教科用図書の採択」につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料をごらんいただきたいと思います。

概要でございますが、平成27年度から小学校で使用をされます教科書の採択事務を行うというものでございます。

教科用図書、いわゆる教科書につきましては、原則同一教科書の利用は4年という定めがございますので、小学校につきましては23年度から現行の教科書を利用しておりますので、27年度の教科書について、新たに採択するというものでございます。

採択に当たりましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基

づきまして実施をしてみたいと思います。

小学校では、国語、書写、社会、それから地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健体育ごとに1種の教科書を文部科学大臣が作成、送付する教科書目録に登録された教科書のうちから、使用する年度の前年度の8月31日までに採択をするものとされているものがございます。

本日、資料でご用意いたしました。資料のほうをおめくりいただきたいと思います。

まず、資料1でございます。

こちらにつきましては、現段階では案でございますが、平成27年度使用教科用図書採択事務取扱要綱でございます。本日ご審議をいただきました後、こちらのほうを正式に進めてまいりたいと考えております。

この中で、検討委員会の設置が第4条でございます。

そして、さらにそこで、小学校の検討委員会の組織について第5条で定められております。

第6条では、その小学校検討委員会の組織の中で、委員長、副委員長を置く等々が書かれております。

そして、小学校検討委員会の開催が第7条。第8条が、小学校検討委員会の報告という形で定められています。

裏面にまいりますが、検討委員会のもとに、調査委員会を設置するとなっております。こちらにつきましては、それぞれの国語、算数にあらわされますように、それぞれの各教科ごとの調査委員会の設置ということになってございます。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。

こちらが、教科書採択の流れとなります。

まず、葛飾区の公立学校が利用いたします教科書につきましては、まず葛飾区教育委員会が学校長等に対して、学校内での調査研究を依頼いたします。

さらに、それに合わせまして、学校の教員等は、葛飾区では区内の小学校を、これから場所を指定してまいりますが、あと総合教育センターにおいて教員用の展示会を開きます。

次に、それぞれ先ほど申し上げました検討委員会、調査委員会についてでございますが、葛飾区教育委員会は、検討依頼を小学校教科用図書検討委員会にしてみたいと思います。

そして、検討委員会が資料作成依頼を小学校教科用図書調査委員会にしてみたいと思います。

調査委員会では、それぞれの委員が、教科書について調査をするとともに、先ほど申し上げましたそれぞれの学校からの調査研究の報告をもとにいたしまして、最終的には調査研究報告を検討委員会に提出をいたしまして、そして検討委員会で検討したものを最終的には葛飾区教育委員会のほうに報告を受けるものがございます。

そのような仕組みで教科書採択の流れが進んでまいります。

最後に、資料3、一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

本日ご審議いただいた後の予定でございますが、5月8日に第1回の葛飾区小学校教科用図書検討委員会を開催させていただきたいと思っております。その後、教科書展示、調査委員会等を経まして、8月8日の教育委員会で、27年度から使用いたします教科書の採択を行っていただく予定でございます。

なお、今回の教科書の採択に向けまして、今回の教科書の改訂について、四つほど大きな改訂がございました。

それにつきましては、まず領土問題の扱いでございます。

2点目は、いじめ問題への扱いでございます。

3点目は、防災、安全教育の扱いでございます。

4点目は、全国学力調査と教科書との結びつきでございます。

そして、もう一つは、今回の教科書につきましては、現在若い教員がふえておりますので、その若い教員が、教科書を十分に使って、子どもにしっかりと授業を進めることができるというような趣旨で、今回の改訂が行われております。

このようなことも踏まえまして、検討委員会、さらには調査委員会、そして検討委員会に報告して、その内容につきまして、教育委員の皆様にも、私たちのほうから学習会等で報告をさせていただきまして、ぜひ子どもたちにとって一番よい教科書を採択してまいりたいと思っております。

採択を受けまして、8月31日までに東京都教育委員会に報告をしております。

私のほうからのご説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○委員長** ただいまの指導室長のご説明につきまして、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

塚本委員。

**○塚本委員** ただいま指導室長のほうからご説明いただきました。特に気になりましたのは、資料1についてでございます。

平成27年の使用教科用図書採択事務取扱要綱、まだ日付が入ってございませんけれども、今までの23年の改訂の折と、今回ご提示いただいた資料で、どこか変更点があったのか。

それと、今ご説明いただきました4点にわたった文科省からの提示との整合性という部分をお尋ねしたいと思います。

**○委員長** 指導室長。

**○指導室長** こちらの事務取扱要綱につきましては、年度、そして期日等が変更になっているものでございますので、大きな部分での変更はございません。

さらに、先ほど私が申し上げました5点につきましては、こちらは要綱でございますので入

っておりませんが、やはり検討する上では、先ほどの5点について十分検討をする必要があると思いますので、先ほどお話をさせていただいたところでございます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしいですか。

塚本委員。

○塚本委員 指導室長のお答え、了解いたしました。

特に、資料3のところ、今後の日程その他も、検討委員会あるいは調整委員会を速やかに立ち上げていただきながら、情報収集に努めて、当委員会でお諮りしていくように私は思っております。

以上です。

○委員長 ほかにございますか。

面田委員。

○面田委員 前回と要綱は変わりがないということで、私も前回のやり方がよかったと思っておりますので、大きな変更が無くてよかったと思います。

それで、8月31日にはもう決めてしまわなければいけないわけですから、一番後ろの資料3に書いてある、この予定の日程に沿って、遅れることがないように進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 では、次に移らせていただきます。

報告事項等5「平成26年度の生活指導について」、ご説明をお願いいたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、私のほうから「平成26年度の生活指導」につきましてご説明をさせていただきます。

平成26年度の生活指導につきましては、6行の前文がございます。

その中で、葛飾区の実態につきましては、昨年度も申し上げておりますように、子どもたちが大変落ちついてきているところでございます。

しかしながら、いじめや不登校、さらには万引き、暴力行為、喫煙など、まだまだ依然として解決を進めていかなければいけない問題は残っております。

このような実態を踏まえまして、本区の幼児・児童・生徒の健全育成を図るため、特に今回4月から進めております「かつしか教育プラン2014」の中にあります、「かつしかっ子宣言」の取り組みを各学校（園）が主体的に進めるとともに、これから学校にも示してまいります。

生活指導のより一層の充実を図るということで、今回定めたものでございます。

それでは、記書き以下のところでご説明をさせていただきます。

まず、葛飾区における生活指導の現状と対応策というところでお話をさせていただきますが、まず（１）問題行動についてでございます。

特に、この４月は新しい年度になったり、進学等がございますので、子どもにとっては充実した学校生活を送るための基礎固めを図る重要な時期と捉えております。

その意味では、小１問題や中１ギャップというお話もございますけれども、やはり学習規律をしっかりともう一度固めていく、そのところをしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

箇条書きになっておりますが、その中で、四つ目の黒ぼちになっておりますが、ここにスマートフォンのことを書かせていただいております。

子どもたちへのスマートフォンや携帯電話等の情報機器の普及に伴いまして、SNSへの依存、さらにはネットワーク上の掲示板を利用し他人を誹謗中傷するなどの不適切な書き込みが行われているという現状もまだございます。それがもとになりまして、いじめ等のトラブルにつながっているということもございます。

ぜひ、このところにつきましては、この現状を踏まえまして、家庭の協力を得ながら、情報機器の正しい使い方や情報モラルを身につける指導の充実。さらには、これから購入あるいは現在使用している携帯電話等につきましては、何度も保護者の方をお願いしているところですが、フィルタリングサービスの導入をさらに保護者会等で勧めていただくように、学校のほうから啓発をしてまいりたいと思っております。

なお、問題行動が生じたときには、学校で抱え込んで、それで解決が遅くなるということもございますので、やはりその問題行動が生じたときには、必要において警察への連絡、さらには教育員会への連絡等も迅速に行うということで、しっかりとその対応を図っていくということを努めてまいりたいと考えております。

次に、２ページ目をごらんいただきたいと思います。

こちらは、安全指導についてでございます。

ページ上部に、５年間の本区内におきます交通事故の状況を載せさせていただいておりますが、子どもの交通事故につきましては、平成25年、昨年度につきましては、24年度と比べまして6件減少をしているところでございます。

各校においても、今後子どもたちが、登下校中、さらには日常の生活の中で、交通事故に遭わないようにということで、しっかりと指導を充実させてまいりたいと考えているところでございます。

特に、全交通事故の中では、やはり子どもたちには自転車事故の割合が多いという状況がご



ざいます。こちらについても、特に小学生について、自転車に乗るときにヘルメットの着用等、保護者を通してお願いをしているところですが、やはり町を歩いてみても、なかなかヘルメットを被っている子どもは少ないという現状がございます。

また、4月の保護者会において、やはり子どもたちの安全、そして、命を守る面からも、ヘルメットの着用等、さらには、自転車を運転している際に、歩行者の方にぶつかってしまうとか、そういった、ある意味では加害者になりかねませんので、その安全とマナーについても、しっかりと学校を通して、保護者に家庭での教育について進めていくよう指導してまいりたいと思っています。

さらには、計画的に、警察とも連携を図りながら、交通安全教室を図りながら、子どもたちにも体験的に学ぶ指導を進めてまいりたいと考えております。

次に、2ページの(3)いじめについてでございます。

こちらにつきましては、「学校いじめ防止基本方針」に基づきまして、いじめの問題は、どの学校・学級にも起こる重大な問題であるといった認識に立ちまして、常に問題の把握に努めるとともに、いじめが発生した場合には、早急に対応・指導を行うよう、各学校に今年度も指導をしてまいります。

その中では、実態に応じてですが、いじめる側の指導はもとより、やはりそれらを取り巻く傍観者も含めて、学級・学校全体の中で指導を行き渡らせる、そして問題点を徹底的に解明いたしまして、根本的な解決を図ることを学校に指導してまいりたいと考えておるところでございます。

その中で、黒ぼちの一つ目に載せさせていただきましたが、今年度につきましては、児童・生徒が相談しやすい教育相談体制の構築のために、小学校5年生と中学校1年生全員に面接を行うということで進めてまいります。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思えます。

こちらにつきましては、不登校の学校不適應への指導についてでございます。

現在25年度の学校不適應等の調査につきましては、今現在最終の集計を行っているところでございます。本来であれば、この25年度の数値について現在速報値をお伝えするところではございますが、ちょっとまだ本日の時点では最終的な数値が出ておりませんので、数値が出た時点で、また教育委員の皆様にはご報告をさせていただきたいと思っております。

しかし、葛飾区の不登校の数につきましては、以前から予算措置を行いまして、スクールカウンセラーを派遣する日数の拡充、それから、学校の教育相談体制の充実に向けての研修等々、各学校がしっかりと取り組んでいることもございまして、不登校数につきましては減少傾向にございます。

さらには、出現率につきましても、都や全国と比べましても特に中学校が少ない状況でござ

います。そのところは、今後も、より効果的な対策を取り入れていくなど、この学校不適應については対応を図ってまいりたいと考えております。

特に、昨年度の組織改正によりまして、総合教育センターに、そういう子どもたちを支援する組織をしっかりと定めたところがございます。総合教育センターで配置しております「かつしか学校問題解決支援チーム」や、さらにはスクールソーシャルワーカー、そして教育心理専門相談員の専門性も生かしながら、この学校不適應に対して、学校そして家庭、そして教育委員会が連携を図りながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、家庭や地域社会との連携についてでございます。

子どもの虐待につきましては、教員が子どもの日常の様子を的確に把握するように努めるとともに、子ども総合センターや児童相談所など関係機関との連携を図り、また総合教育センターに配置しておりますスクールソーシャルワーカーを活用するなど、その虐待に対しても、学校がしっかりと取り組むように指導をしてまいりたいと思っております。

最後の面、4ページになりますが、近親者による暴力やネグレクト、子どもへの虐待についてということでございます。

2点目は、生活習慣の向上の取組についてでございます。

葛飾区には、「早寝・早起き、朝ごはん」運動、さらには「ノーテレビ・ノーゲームデー」等、ある意味では誇れる取組がございます。こちらをしっかりと活用して、やはり子どもたちの生活習慣をしっかりと身につけられるように、家庭と連携しながら行うように、年度初めですので、学校に指導をしてまいりたいと思っているところがございます。

最後に、平成26年度生活指導に関する「指導の重点」でございますが、今まで申し上げてまいりましたけれども、いじめ問題について、しっかりといじめをしない、いじめを許さない学校風土の醸成を行ってまいります。

2点目は、スマートフォンや携帯電話の普及によりまして、いろいろトラブルが発生しておりますので、その情報機器の正しい使い方や情報モラルを身につける指導を進めてまいります。

3点目は、子どもの生活習慣をしっかりと、子どもが主体的に身につけることができるように、家庭とも連携を図ってまいりたいと考えております。

最後に、子どもたち全てに「災害安全」「生活安全」「交通安全」に関する指導を計画的に進めてまいりまして、子どもたち自身が学校の内外において、危険を予測したり、それを回避する能力というものをつけることができるように、指導を重点的に行ってまいりたいと思っております。

私のほうから、平成26年度の生活指導につきましてのご報告は以上でございます。

**○委員長** ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

面田委員。

○面田委員 それでは、三つほど。

学校不適應が減ってきているということですが、今までのいろいろな取組が効果を上げてきているのだと思います。現場もきっとご苦労なされたことでしょうし、現在も苦労していると思いますが、子どもが学校に行けないというのは、本当に考えただけでも胸が痛むわけですから、そういう子ができるだけ出ないように頑張っていてくれた成果だと改めてお礼を申し上げたいと思います。ぜひ、これを続けていただきたいというのが一つです。

それから、二つ目は、この生活指導の前文のところに書いてあるように、「かつしかっ子宣言」のところを主体的に各学校が取り組んでほしいということが書かれてありまして、「かつしかっ子宣言」は本当にいいものになっています。

そういう子に育ってほしいというのは、教育委員会だけではなくて、葛飾区の区民全部の望みだと思います。そういう意味でも検討委員会があったわけですから。

そうしますと、子ども自身が、こういう子に、こんな子になりたいのだという気持ちをしっかり持つことが、この「かつしかっ子宣言」に主体的に取り組むことになると思います。ですから、学校現場ではただ形だけだということではなくて、十分に子どもたちと話し合いをしていただきたいし、そして、やはり個別の指導も必要だと思いますので、その辺のところ、特に小学校は丁寧に、焦ることなく進めていただきたいなと思います。

それから、三つ目は、ちょっとお伺いしたいのですけれども、このいじめのところの3行目に、5年生と中1に全員面接を実施すると書いてございますが、これは、今までもずっと継続してやっていたのかということ。

それから、この面接というのは、誰が面接をするのか。スクールカウンセラーなのか、担任なのか、そこを教えていただきたいと思います。

○委員長 指導室長。

○指導室長 まず、ご質問の部分からお答えをさせていただきます。

まず、小学校5年生と中学校1年生において、全ての小・中学校で行うということにつきましては、今年度が初めてとなります。学校によりましては、もう既に実施をしている学校がありました。実施している学校の昨年度の取組の中で、例えば中学校1年生を全員面接したことによって、例えばいじめだけではなくて、学校不適應等が減ってきたということがございます。やはり子ども一人一人がどういうことを考え、どういうことを悩んでいるかとか、そういうところをしっかりと聞き取る、そして指導に生かすことが必要であると思いますので、これについては全ての学校でということを実施をいたしました。

なお、面談者につきましては、スクールカウンセラーの場合もございますが、校長先生がされているという場合もございます。そちらについては、私たちのほうから、現在、誰がという

ことは定めておりませんが、それぞれの学校の取組については、こちらのほうからも情報収集はしっかりと図っていき、より効果的な取組をまた広めていければよいかなと思っておるところでございます。

それから、もう1点「かつしかっ子宣言」につきましては、やはり主体的な取組になるということとは重要なことであると思っています。

以前に教育委員会でもお話をさせていただきましたが、子どもたち一人一人に「かつしかっ子宣言」のカードを配付してまいります。表面につきましては、「かつしかっ子宣言」そのものがカラー刷りされているものですが、その裏面につきましては、「僕、私に取り組むこと」という枠がございまして、そこに子どもたち一人一人が、教員の指導のもと、または児童会・生徒会の取組の方向性もあると思いますが、一人一人の子どもがそこに書き込むことができるような工夫をさせていただいております。

こちらにつきましては、ただそれだけではなくて、学校がやはり計画的または期間を選んで、子どもたちの状況をしっかりと把握して、成果や課題を出したり、区全体といたしましても、今の予定ですと、10月の「葛飾教育の日」あたりにシンポジウムを開きまして、それぞれの学校の取組を学校全体での交流とともに、できれば区民の皆様にも葛飾区の子どものたちがこういうふうに取り組んでいるのだということもお示しできるような機会を設けていくということで、子どもたちにも自分たちが取り組んだことが、しっかりと皆に認められるような機会をつくってまいりたいと考えているところでございます。

**○面田委員** よろしく申し上げます。結構です。

**○委員長** ほかにございますか。

松本委員。

**○松本委員** まず1点目は、先ほど出た5年生と中学1年生に面接をやるということに、大賛成です。

私が少し荒れた学校にいたときに、1年生全員にスクールカウンセラーの方に面接をしていただいて連携をしてやったところ、大変効果があって、これは多くの学校でやったらいいなと思っていたことなので、良いことだと思います。

次の2点目は、平成26年度の「指導の重点」、この四つの丸で結構ですし、特に2番目に書いてある携帯電話関係の情報機器の事故の防止というのは、大変重要だと思います。

今回いただいた資料の中の、青少年委員会会長からいただいた資料を見ますと、4年生から6年生までが携帯電話を持っているというのは54.4%で、中学生は75.2%と、年々所持率もふえているし、特に昨年の問題行動で、中学校が大きな事件を起こしたのは、携帯電話でのいろいろな情報の交換の中でのトラブルが原因でした。ぜひ、この青少年委員会から出ているような、家庭でのマナーづくりとか、携帯電話の使用状況とか、正しい使い方について、学校と家

庭、皆でこれを広めていけばいいなと思います。

次に、重点事項にも入っていますけれども、いじめの問題は依然として大変大きな課題であると思います。

そこで、2ページにも書いてあるのですけれども、いじめの防止で大事なことは、教員とか大人が「いけないよ、いけないよ」と指導することよりも、子どもたちが主体的に活動して防止していくことが、一番効果があると思います。

そういう点では、児童会や生徒会が行う「いじめ防止サミット」とか、この前葛飾区が、研修といいますか、地域で開いたのですけれども、今「いじめ防止プログラム」というのがどんどん広まっています。子どもたちが具体的に、ワークしながらいじめのことを深く考えて、行動が変わっていくという。世田谷区などは、全学校にこれを取り入れるという話もありますし、いろいろなところで広がってきているので、本区も、いきなりは無理だと思いますけれども、徐々に、子どもが真剣に考える活動を取り入れていけたらいいと思っています。

以上です。

**○委員長** 指導室長。

**○指導室長** 最後のお話の中で、いじめに関する「いじめ防止サミット」など、そういうお話をいただきました。こちらにつきましても、「かつしかっ子宣言」のシンポジウムの中で取り扱えるものなのか。さらには、このいじめというところに特化して今後行っていくのかということについては、私たちのほうも、計画づくりの中でまた検討をさせていただきたいと考えています。ありがとうございました。

**○委員長** ほかにございますか。

竹高委員。

**○竹高委員** 面田委員と松本委員とかぶるところもあるのですが、まず第一に、2ページ目のいじめの少し上です。「地震と安全」、安全対策に対して、やはり「3. 11を忘れない」ではないのですが、三陸の鉄道も復旧したとか、ニュースで取り上げられることもだんだん薄くなったと感じます。でも、だからといって来ないということではないので、やはり小学校、中学校、一番守るべき子どもたちの安全対策において、小・中学校で力を入れて考えていっていただきたいと思います。

いじめの問題、各学校のホームページを見ますと、学校いじめ防止基本方針をきちんと打ち出している学校もあります。そういうところで見させていただいたりもしておりますが、それを、松本先生がおっしゃるように、子どもたちにきちんと浸透して根が張るような形の取り組みというのは、すごく大切だと思います。

とある先生にお聞きした話ですが、アンケートをとっていると、そのアンケートをとることによって、ちょっとした些細な、これは嫌がらせになってしまうかもしれないと軽く考えてい

た子どもたちは、自分が本当はいけないことをしていたかもしれないと認めることができるそうです。ですが、本当に傷つけている子は、私は絶対やっていないというアンケートの記入をするのだそうです。やはり、その認識が、相手にとってそれだけ深い傷を負わせるのかということも今の子どもたちはコミュニケーション能力が若干薄い部分がありますので、きちんとわかっていけるような、何かきっかけづくりというのを学校のほうで打ち出していただけたらいいと感じます。

それに続きまして、やはり先ほどのスマートフォンのお話ですけれども、今、何かをきちんとしなければ、大人がきちんと打ち出していかなければ子どもたちが壊れていくのではないかと思うぐらいに、携帯電話に依存している子どもたちが増えているように感じます。携帯電話依存症と世間では言われますが、本当の病気だと思います。その状況を保護者の方が本当にきちんと認識して、目と目を向かい合わせて会話をきちんとできる子どもが使うツールであると思うので、例えばカウンセラーの方のお話であるとか、悩んでいる子どもがいるのだとか、被害がこれだけあったというお話をもっともっと保護者の方に打ち出していただいて、その怖さというのを認識していただかないと、手に負えなくなってからどうにかするというのでは本当に遅いと思いますので、今年重点として進めていただきたいと思います。

以上です。

**○委員長** 指導室長。

**○指導室長** 今お話いただきました「学校いじめ防止基本方針」につきましては、全学校が4月1日からホームページ等で皆様にお知らせしているところでございます。

ただ、この方針は方針であって、それをどう具体的に図っていくかということは大人がやること、さらには大人が本気になってやっている姿を見て、子どもたちも自分たちで工夫してやっていく、そういう姿につなげていきたいと思っているところでございます。

スマートフォンの扱いにつきましては、確かに学校だけではもう対処できないことでございます。放っておいたら余計違う方向に行くと思います。やはり私も、今ここで、学校の大人もそうですが、やはり保護者の方たちに、買い与えるのは保護者ですので、もう一度そこでは責任を持って、家庭でやっていただくということも必要であると思います。

ただ、家庭にやってくださいというだけではだめだと思いますので、セーフティ教室等々で、「葛飾教育の日」に保護者に集まっていただくときもありますので、子どもたちは授業をしていますが、保護者の方にはそういうところで何か学んでいただくような機会をつくるなどして、1人でも多くの保護者の方が、我が子の問題として持っていただけるように、私たちもそのようなことを進められるように努力をしていきたいと考えています。

1人でも多くの保護者の方にわかっていただくように、私たちも頑張ったいと思っています。

○委員長 塚本委員。

○塚本委員 先ほど来、面田委員、松本委員、竹高委員がおっしゃったとおりだと思います。

1点私が気になりましたのは、先ほど竹高委員がおっしゃいました学校安全のところの防災に関して、いわゆる「危機対応マニュアル」のそれぞれ学校に特化されたようなものが既にでき上がっているのか、基本的なそのマニュアルの中で、学校がそれぞれおつくりになっているのか1点知りたいのですが。

それともう1点、一番気になりましたのが、当然各この項目に、特に4ページに記載してございますように、「指導の重点」は全て網羅されて非常によろしいのですが、先ほどの報告にございましたように、人事異動で、新任の転入転出の中で、新任、新採用の方、それから、期限付任用教員の方がいらっしゃいます。当面、その児童・生徒に接する教員の方たちへの負担を考えますと、教育委員会としても、現場に携わる教員の方たちへのケアというものも決して忘れてはならないと思います。

特に、またそういったいじめに関していえば、それを一つの教材として、やはり事例を保護者の方に、実際の、字面ではなくて、こんなような悲惨な事例があったのだというのをやはり対面しながら教示していただいて、理解を深めていただくことを切に要望したいと思います。

以上です。

○委員長 指導室長。

○指導室長 「危機対応マニュアル」のお話がございました。こちらにつきましては、まず教育委員会のほうで、校長会と連携を図りながら、いわゆる元となるものはつくっております。

しかし、それぞれ学校が置かれている立地の環境等々で、学校長が中心となって、区の「危機対応マニュアル」をもとに、その学校独自のものを作成していくことが、よりよい効果につながると思っておりますので、現在各学校のほうでは、区のをベースにしながら、各学校の実態に応じたマニュアルを作成して活用しているところでございます。

さらには、いろいろ転入者のほうも入ってまいっておりますので、先ほどご意見をいただきましたことにつきましては、私たちのほうも十分踏まえまして、学校長とともに、しっかり留意してまいりたいと考えております。

○松本委員 ありがとうございます。

○委員長 時間の都合もございますので、私から一言だけ。

先ほどから各委員からの貴重な意見がございました。

特に情報機器の問題ですけれども、他の自治体の中には、例えば9時以降は受信発信させないとした自治体もございますので、教育委員会といたしましても、ことしはこの件につきましては、強く発信をしていかなければと思っております。

それから、交通事故の問題です。

今、春の交通安全週間でございます。テレビや新聞等の報道では、小さいお子さんの死亡事故が報道されています。自転車利用時には、ぜひヘルメットの着用等、指導していただきたいと思えます。現状を見ますと、まちの中でヘルメットを着用しているお子さんは、まだまだ数少ないようです。

また、カーブミラーは小さな子どもにとっては見にくい位置に設置してあると感じますので、子どもに合った交通事故防止対策を、地域でも、学校のほうでもしっかり指導していかねばと思っております。要望です。よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 それでは、次にまいります。

報告事項等6「平成26年度葛飾区子どもまつりの実施について」、ご説明をお願いいたします。  
地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から「平成26年度葛飾区子どもまつりの実施について」、ご報告いたします。資料のほうをごらんください。

実施の概要でございます。

名称は、2014年葛飾区子どもまつり、第35回ということになります。第1回の実行委員会で、「あそんでつながるみんなの絆」というテーマを決めたところでございます。

目的は、記載のとおり、「子どもたちが自然のなかで、より多くの友だちとふれあい、健やかに成長することを願い開催する」ものでございます。

開催日時は、今月27日、日曜日の午前9時30分から午後3時でございます。雨天の場合は中止となります。

会場が、都立水元公園、中央広場、記念広場、その周辺でございます。

(6)に催し物の内容等を記載してございます。

また、(7)参加の見込みにつきましては、2万3,000人と見込んでいるものでございます。

また、(8)にありますとおり、例年どおりでございますが、子どものつり大会も同時に開催をするものでございます。

大きい項番の2に、実施に至る経過ということで記載してございます。

こちらの放射線量の測定ということで、1枚おめくりいただきますと、今年度26年度と、昨年の25年度の水元の空間放射線量の測定の資料を添付してございます。

26年度のほうをごらんをいただきますと、全体の平均で約0.05マイクロシーベルトほど昨年よりも下がっているという状況でございます。

この経過を受けまして、4月8日に開かれました子どもまつりの実行委員会において、最終的な判断ということで、開催をすると決定したところでございます。



また、資料をおめくりいただきまして、最終ページに、子どもまつりのパンフレットをつけてございます。

最終ページのさらに4枚目、一番終わりのところでございますが、各コーナーの一覧。また、中ほどに中央ステージの時間割りです。9時30分からの開会式以降、催し物の内容等が記載してございますので、こちらのほうを後ほどごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○委員長 では、次に移らせていただきます。

報告事項等7「小菅西公園拡張部の整備について」、ご説明をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ長 それでは、報告事項等7「小菅西公園拡張部の整備について」、ご報告申し上げます。

冒頭に申しわけありませんけれども、当初お配りした資料に修正がございまして、本日差しかえ分の資料を机上に配付させていただきましたので、そちらをごらんいただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明をいたします。

小菅西公園は、荒川と綾瀬川の間にあります東京都下水道局小菅水再生センターの屋上にある公園で、昭和58年4月1日に面積約1万5,360平方メートルで開園をしております。

今回拡張する部分は、同公園の南側に位置する同センター雨水沈殿池上部面積約5,600平方メートル、約80メートル掛ける約70メートルの広さでございます。現在は、東京都下水道局におきまして耐震補強工事をしてしておりますが、本年9月に完了することから、10月から整備工事に着手する予定でございます。

次に、1、整備方針についてご説明いたします。

小菅西公園は、富士山が見えるスポットであり、東京富士見百選の一つにも選ばれてございます。また、川の風景やスカイツリーの眺望に優れた立地特性を活かし、四季折々の花木が咲く環境とスポーツ公園を調和させることにより、観光スポットとして、憩い、賑わいのある空間の整備を行っていきたいと考えております。

また、既存公園部分についても、経年劣化が目立つため、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを進めるとともに、施設の改修を行う予定でございます。

次に、2の整備内容でございます。

恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、全体平面図をごらんください。

今回の拡張部分につきましては、全体平面図の中央下あたり、拡張部、フットサルコート、管理棟と記載されている、こちらの部分になります。

拡張部の中央に体育施設としてフットサルコート、25メートル掛ける40メートルのコートが2面ございます。このコートは、人工芝の舗装をいたしまして、フットサルのボールが屋外に出ないように、天井及び側面全面をネットで覆うこととしております。

また、フットサルコート以外の部分は、アスファルト舗装で多目的広場を設けてございます。こちらには、プランターやベンチなどを置き、観光スポットとしての活用ができるようにと考えてございます。

そのほか、管理棟1棟や、エレベーター設置、南側駐車場11台、うち障害者用が2台になりますけれども、あと、自転車置き場、南側に5台、東側に20台を設けるようにしてございます。

また、既存公園部分の改修につきましては、トイレ、あずまやの改修、児童用遊具の設置などを改修等を予定しております。

3、予定工期につきましては、平成26年10月から平成28年3月までを予定しております。

私からの説明は以上でございます。

**○委員長** ただ今のご説明につきまして、何かご意見ご質問等ございますか。

竹高委員。

**○竹高委員** 小菅西公園は、桜がとてもきれいなのですけれども、既存の公園部の部分は手を入れないということは、桜であったりとか、花がある部分はそのままであるというように考えてよろしいのでしょうか。

あと、もう1点なのですけれども、毎年のようにお花見のシーズンであったり、お花がきれいに咲いているシーズンは、自転車が20台や30台の駐輪場では足りないくらいの台数が並ぶのですけれども、警備員の方が立たなくてもうまく区民が利用できるような形になるといいのではないかなと、毎年感じることはあります。

以上です。

**○委員長** 生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ長** まず、ご質問のありました、桜の花木ですけれども、これについてはそのままということで、遊具等について改修をするということでございます。

また、自転車置き場の件についてでございます。今回5台と20台ということなのですけれども、この辺ももっとたくさん置けるように話をしたところ、やはり下水道局のほうが、どうしてもその広さがとれないということで、私どもは公園課からそのようにお聞きしております。

以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。ほかによろしいですか。では、私から一言。

今までエレベーターも駐車場もございませんでしたが、長年、区民より要望の強かったエレベーター、駐車場の設置が決まり、より多くの区民の皆さんに利用されると思います、ありがとうございました。

以上で、報告事項7件を終了させていただきます。

ここで、教育委員の皆様からご発言ございましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

面田委員。

**○面田委員** 先日、小学校、中学校、幼稚園の入学式に参加させていただきました。子どもの数よりも保護者の方の数がとても多いということと、もう一つは、地域の方々がご来賓でたくさんお見えになっているということを拝見して、学校に対する期待の大きさを改めて感じました。

先生方もとてもいきいきとやる気を持った先生方ばかりで、ぜひ教育委員会としても、学校が地域の学校として十分伸びていけるように、そしてうまく連携できるように支援をしていただきたいなど、そのように思いました。

ある学校では、来賓の方が50名以上でした。びっくりいたしました。

**○委員長** ありがとうございます。

竹高委員。

**○竹高委員** 今の面田委員のお話を受けまして、一つ思ったことがあります。

昨日も幼稚園の入園式に参加させていただいたのですが、ホールが狭いのももちろんなのですが、すけれども、すごく元気いっぱい、歌が上手で、区歌まで歌っていたのです。すばらしいなと思いました。

少し残念に思ったのは、小学校、中学校の区歌を歌う声が、若干小さかったのがとても気になったのです。もう少し元気よく歌ってほしいと。絶対に歌えるはずなのです。合唱コンクールなどでは、とても上手に歌っています。やはり入学式、卒業式で、校歌であったり、区歌であったり、やはり堂々と元気よく歌う姿というのを見たいなと感じます。

10年前よりも、来賓の方は本当にとっても多くなって、昔は、卒業式においでになった方の半分ぐらいが入学式にいらっしゃる程度の人数でしたが、卒業式と同じぐらいの人数の方がいらっしゃっているのに本当にびっくりしました。やはり、本当に期待されているのだなと思いました。だからこそ、歌も元気よく歌ってもらえると嬉しいなと感じたので、ぜひ学校のほうに伝えていただければと思います。よろしくお願いたします。

**○委員長** 塚本委員。

**○塚本委員** 時間も大分押してございますけれども、今、両委員のおっしゃったように、私も2校入学式に参加させていただいたのです。

ちょっと知りたいのが、4月1日付で、各小・中校で、既に新入生徒が決まっていますので、実数がわかりましたら、後ほど結構ですけれども、一覧の資料が出来ておれば、4月1日現在の在校生の数を教えていただきたいです。

と申しますのは、たまたま参加したのが、入学生数33名の小学校で、クラス編成一つしかできない。あと3名おれば2クラスかなという小学校です。都市開発の流れの環境等もあろうかと思うのですが、もう一校参加した中学校は、Eクラスまで5クラス編成の学校でした。そのギャップを2日間で非常に感じましたので、今ではなくて結構なので、4月1日の時点での在校者数等、資料でいただければお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長 学務課長。

○学務課長 学校の児童・生徒の確定につきましては、4月7日、入学式をもって学籍を確定させるもので、最終的には、1日から7日までの間に、いろいろな転入、転出で若干動いております。速報として4月1日付の在校生徒数がございますので、後ほどご提示することと、7日の確定値につきましては、次回の教育委員会の中で報告をさせていただきます。

○塚本委員 ありがとうございます。

○委員長 よろしくお願いたします。

面田委員。

○面田委員 先日、中青戸小学校を視察させていただきました。簡単でいいのですけれども、入学してからの様子がわかるようでしたら、教えてください。

○委員長 学校教育担当部長。

○学校教育担当部長 入学式以降、まだ仮の昇降口ということもありまして、毎日お邪魔をさせていただいております。

給食が始まった日は、1日いるような形で様子を見せていただきました。

新しい学校はこんなに子どもに喜ばれるのかなというぐらい、子どもたちは嬉しそうな顔をしておりました。それから、学校周辺を通る地域の方、保護者の方の表情などからも本当にいいものができたなと感じております。

本区初めてのセミオープン型の教室でございますけれども、まだ子どもたち緊張していますので、飛び出す子もなく、きちんと先生のお話を集中してよく聞いている様子がとてもいいなと思いました。廊下が広いということもありますので、調理室から給食を上げる作業も非常にスムーズでございました。また、そのセミオープン型の空間を上手に配膳のときに使って、本区ではなかなか見られない給食の風景を見させていただきました。そのセミオープンで授業を進められているところも拝見したのですけれども、確かに教室があいていますので、廊下に出ると音は聞こえますけれども、教室に入ってしまうと心配したような、お隣の教室の音が聞こ

えて落ち着かないということはないようでした。できれば、あのまま子どもたちの集中力がもっていただければいいなと思います。

また、新しい学校をどのように活用していくかということを経験校長先生も積極的に考えていらっしゃると思いますので、その辺をまた、次の学校へということも含めて参考にさせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○面田委員 ありがとうございます。

○委員長 ありがとうございます。

では、「その他」の事項に入らせていただきます。庶務課長、一括してご説明をお願いいたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは、資料の配付について説明させていただきます。

(1) ですが、新年度ですので、教育委員会の組織、それから教育委員会事務局の職場の配置図、それから葛飾区全体の行政組織図を配付させていただきましたので、後ほどごらんおきください。

それから、(2)の「スポーツ推進だより」64号、続きまして、(3)かつしか区民大学情報誌「まなびぷらす」12号も配付させていただいておりますので、お読みいただければと思います。

そして、(4)「携帯電話・スマートフォン」について、家庭でのマナールールづくりについては、すでに先ほどからご意見いただいておりますので読んでいただいていると思うのですが、青少年委員会の会長から、各小・中学校の保護者の皆様へということを出させていただきますので、情報提供させていただきます。

続きまして、2の出席依頼ですが、1件ございまして、5月10日東京理科大学大ホールの科学教室開室式、こちらについては面田委員さんの出席ということで、よろしく願いいたします。

そして、3については、次回以降の教育委員会予定を記載しておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で、平成26年教育委員会第4回定例会を終わらせていただきます。ご苦労さまでございました。

閉会時刻 11時25分